

「心臓移植希望者（レシピエント）選択基準」の一部改正案について

令和6年10月23日

1. 改正の経緯

- 心臓移植において、治療等の状況で優先されるもの（Status 1）として、
 - （ア）補助人工心臓を装着中の状態
 - （イ）大動脈内バルーンポンピング（IABP）、経皮的心肺補助装置（PCPS）又は動静脈バイパス（VAB）を装着中の状態
 - （ウ）人工呼吸管理を受けている状態
 - （エ）ICU、CCU等の重症室に收容され、かつ、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態のいずれか1つ以上に該当する者が優先されることとなっている。

- 一方、Status 1又は、Status 1の項目のいずれも満たさない者で、緊急に心臓移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群の患者が、医学的緊急性が高いにもかかわらず、移植が優先されない場合がある。

- 今般、（一社）日本循環器学会及び（一社）日本心臓移植学会の理事会より、「緊急に心臓移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群で、予測余命1ヶ月以内の60歳未満の者をStatus 1Aとし、それ以外で上記の（ア）～（エ）を満たす者をStatus 1とし、Status 1A、Status 1の順に優先すること」が要望された。

- 当該要望を踏まえ、選択基準を改正することとしたい。

2. 改正の内容

- 心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の2. 優先順位（2）「治療等の状況による優先度」において、「Status 1A：緊急に心臓移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群で、予測余命1ヶ月以内の60歳未満の者」を追加する。
- その他所要の改正を行う。